

【記入要領】

1. 住所等の登録内容に訂正がある場合は、当該箇所を＝線で抹消し、訂正内容をご記入ください。
2. 就職・結婚・収入増等により下記の**被扶養者認定基準**に該当しない方は、その方の氏名を＝線で抹消し、備考欄に削除する年月日及び理由（就職・結婚・収入超過等）を記入し、健康保険証を添付してください。

被扶養者認定基準

- ①主として被保険者の収入により生計を維持されていること
- ②年収が130万円又は月収で108,334円（60歳以上又は障害者は、年収180万円、月収で15万円）未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満であること（この収入額には交通費が含まれます。）
※ 被扶養者として認定されるには、上記①と②の両方の要件を満たすことが必要です。
ただし、別居の場合は、被保険者からの仕送り額が被扶養者の収入を超えることが必要です。

記入方法

- ・「税法上の扶養家族で」欄 「有」または「無」いずれかを○で囲んでください。
- ・「職業・学校・学年」欄
（記入例） 自営・パート・アルバイト・〇〇大学〇年、〇〇専門学校〇年・無職等
高校生は、高校〇年生
- ・「年金受給者で」欄 「有」または「無」いずれかを○で囲んでください。
- ・「年間収入」欄 （記入例）「0」または「無」、〇〇〇万円
- ・「同居・別居の区別」欄 「同」または「別」いずれかを○で囲んでください。

添付書類

- ㊤大学生又は各種学校の在學生は、学生証の写し又は在学証明書（※高校生は添付書類不要）
- ㊦上記㊤以外の方について
 - ア 現在無職無収入の方
令和4年1月以降の退職日の確認できる、源泉徴収票（写）、雇用保険受給資格証（写）または、退職証明書のいずれかを添付してください。
 - イ 現在パート、アルバイト等により収入のある方
直近3ヵ月の給与明細書の写しを添付してください。（3ヵ月未満の場合は、雇用契約書等の写し）を併せて添付してください。
 - ウ 自営業・不動産収入・株の配当等の収入のある方
※業務委託契約等による仕事（フードデリバリー等）により収入のある方で、確定申告の必要な方も以下の所得証明書等の添付が必要となります。
令和5年度の所得証明書に併せて、収入額の確認できる令和4年分確定申告書及び所得税青色申告決算書の損益計算書等を添付してください。
 - エ 令和5年卒業後、無職無収入の方
所得証明書の添付は不要です。ただし、備考欄に「卒業後無職無収入」と記入してください。
- ㊧年金受給権者（60歳以上で今年に年金を請求される方を含む）の方については、上記㊦の書類と下記イからニのいずれかを添付してください。
 - イ 直近の年金振込通知書（写）（初めて年金を受給された方は年金証書（写）の添付も必要です）
 - ロ 直近のねんきん定期便（写）、ハ 年金額に改定のある場合は直近の年金額改定通知書（写）、
 - ニ 年金見込額照会回答票（写）（ニは、年金事務所で交付されます。）
- ㊨別居の方（配偶者、18歳以下のお子様、学生以外）
上記 ㊦の書類と必要な方（年金受給権者）は㊧の書類と併せて仕送り額の確認できる書類を添付してください。
※ 添付の書類で被扶養者資格の適否が判断できない場合は、さらに必要な書類をお願いする場合がありますが、ご了承ください。